

## 滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

国の平成 25 年度補正予算により、緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業の実施期間が延長されるとともに、地域人づくり事業が新たに追加されることに伴い、平成 27 年度（住まい対策拡充等支援事業にあつては、平成 27 年 12 月 31 日まで）においても基金事業を引き続き実施することができるようにするとともに、基金の設置目的を改めるため、滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成 21 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 題名を改めることとします。（題名関係）
- (2) 基金の設置目的に若者、女性等の雇用の機会の創出および在職者の処遇の改善を図る事業を実施することを追加することとします。（第 1 条関係）
- (3) 条例の有効期限を平成 28 年 3 月 31 日まで延長することとします。（付則関係）
- (4) その他
  - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
  - イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例新旧対照表

旧	新
<p><u>滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例</u> (設置)</p>	<p><u>滋賀県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例</u> (設置)</p>
<p>第1条 厳しい雇用失業情勢に対処し、非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用および就業の機会の創出を<u>図る事業を実施するとともに</u>、これらの者の生活を支援するため、<u>滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p>第1条 厳しい雇用失業情勢に対処し、非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用および就業の機会の創出を<u>図り</u>、これらの者の生活を支援する事業ならびに若者、女性等の雇用の機会の創出および在職者の処遇の改善を<u>図る事業を実施するため</u>、<u>滋賀県緊急雇用創出事業等臨時特例基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>
<p>第2条以下 省略 付 則</p>	<p>第2条以下 省略 付 則</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例は、<u>平成27年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例（平成25年滋賀県条例第3号）新旧対照表

旧	新
<p>滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第24号）</p>	<p>滋賀県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年滋賀県条例第24号）</p>
<p>の一部を次のように改正する。 第1条中「<u>とともに、これらの者の生活を支援する</u>」を削る。 付則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年3月31日」に改める。</p>	<p>の一部を次のように改正する。 第1条中「<u>図り、これらの者の生活を支援する</u>」を「<u>図る</u>」に改める。 付則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年3月31日」に改める。</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、<u>平成27年1月1日</u>から施行する。 2 省略</p>	<p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、<u>平成28年1月1日</u>から施行する。 2 省略</p>

# 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部改正

## 【改正の内容】

国の制度改正に伴い、緊急雇用創出事業臨時特例基金で実施する事業に、新たに地域人づくり事業が創設されるとともに、住まい対策拡充等支援事業の期間が延長されることから、基金の設置期限を平成27年度まで延長する。

20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						12.31	12.31
<p>■ 平成25年3月21日改正</p> <p>○重点分野雇用創出事業</p> <p>○震災等緊急雇用対応事業</p> <p>○起業支援型地域雇用創造事業</p> <p>○生活支援(住まい対策拡充等支援事業)</p> <p>住宅手当の給付</p>							
<p>■ 今回改正</p> <p>○重点分野雇用創出事業</p> <p>○震災等緊急雇用対応事業</p> <p>○起業支援型地域雇用創造事業</p> <p>○地域人づくり事業</p> <p>○生活支援(住まい対策拡充等支援事業)</p> <p>事業期間の延長</p> <p>住宅支援給付の支給</p>							
<p>○起業支援型地域雇用創造事業の創設に伴う設置期限の延長 H26.12.31 → H27.3.31</p> <p>○設置目的および付則の改正 平成26年12月末で生活支援の事業が終了することから、雇用の創出を図る事業の実施のみに限定 ※施行日：H27.1.1</p>							
<p>○地域人づくり事業の創設に伴う設置期限の延長 H27.3.31 → H28.3.31</p> <p>○生活支援の事業期間の延長に伴う設置目的の改正施行日の延長 H27.1.1 → H28.1.1</p>							